

**税率引上げに関する  
説明会を開催します**

税率の引上げに関する説明会を開催します。現在国保に加入しているかに関わらず、広く町民の皆様にお越しただければと考えております。

**開催日程**

- 1月17日(木)
  - ・ 早来町民センター 13時30分～
- 1月18日(金)
  - ・ 役場早来庁舎 18時30分～
- 1月21日(月)
  - ・ 安平公民館 10時～
  - ・ 遠浅公民館 13時30分～
- 1月22日(火)
  - ・ 追分公民館 13時30分～
  - ・ 役場追分庁舎 18時30分～
- ・ 花若会館 10時～
- ・ 青葉会館 13時30分～

※お住まいの地区に関わりなくご参加いただけます。

要望がありましたら自治会や各種団体での説明会を実施しますのでご連絡ください。

問合せ【保険税に関すること】 税務課 税務グループ ☎ 2513・【その他国保に関すること】 健康福祉課 保健医療室 国保・医療グループ ☎ 4555

税額の算出		整理番号	納税者氏名	年税額					
算出基礎 (医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分)									
区分	被保険者	所得割算定基礎額	資産割算定基礎額	所得割①	資産割②	均等割③	平等割④ 1世帯につき	算出税額⑤ ①+②+③+④	
医療	A	B		/100	/100	1人:		C	
後期				/100	/100	1人:		D	
介護	E	F		/100	/100	1人:		G	
区分	軽減割合	均等割減額⑥	平等割減額⑦	限度超過額⑧	⑨ 減額合計⑩ ⑥+⑦+⑧+⑨	端数⑪	算出税額⑫ ⑤-⑩-⑪	月割増減額⑬	年税額⑭ ⑫+⑬
医療	H								
後期									
介護									
合計年税額⑮	特別徴収税額⑯ 月～ 月まで	納付普通徴収							

平成24年度の数値(所得等)を使って算定してみましょう  
お手元に国民健康保険税納税通知書をご用意ください。

国民健康保険税 納税通知書の2ページ目の数値(年金特徴の方は年金天引きのお知らせに記載の数値)を使います。

実際には最新の所得等で課税されます。

※これは試算です。実際の課税額とは異なります。  
※国民健康保険税は6月～12月の7回で納入していただくことになります。

下の試算表に使う数字は上記A～Hの全部で8個です。

試算表	
医療分	<p>① B×5.2%を計算します ② Cの数値を書き写します ③ A×20,500円を計算します ④ ③に26,000円を足します ⑤ ④をH割減額します ⑥ ①+②+⑤が医療分の年税額になります</p> <p>B×5.2% = ① C = ② A×20,500 = ③ ③+26,000 = ④ ④ - (④×H×0.1) = ⑤ ①+②+⑤ = ⑥</p> <p>円 (最高 510,000 円)</p>
後期支援分	<p>① B×2.55%を計算します ② Dの数値を書き写します ③ A×8,000円を計算します ④ ③に9,000円を足します ⑤ ④をH割減額します ⑥ ①+②+⑤が後期支援分の年税額になります</p> <p>B + 2.55% = ① D = ② A×8,000 = ③ ③+9,000 = ④ ④ - (④×H×0.1) = ⑤ ①+②+⑤ = ⑥</p> <p>円 (最高 140,000 円)</p>
介護納付金分	<p>【Eに数字がある人のみ (40歳～64歳)】</p> <p>① F×1.4%を計算します ② Gの数値を書き写します ③ E×7,500円を計算します ④ ③に7,500円を足します ⑤ ④をH割減額します ⑥ ①+②+⑤が介護納付金分の年税額になります</p> <p>F×1.4% = ① G = ② E×7,500 = ③ ③+7,500 = ④ ④ - (④×H×0.1) = ⑤ ①+②+⑤ = ⑥</p> <p>円 (最高 120,000 円)</p>

最後に各⑥の3つを全て足した合計額が1年分の国保税です。

(100円未満切捨て)  円